

富岡市（以下「甲」という。）と下仁田町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担し、連携を図るものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定する費用の負担については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を

保有する。

令和3年6月28日

群馬県富岡市富岡1460番地1

甲 富岡市

富岡市長

榎本義法

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682番地

乙 下仁田町

下仁田町長

原 秀男